から変わります

森田郵便局で住民票等の証明書を受け取ることができます

森田郵便局において住民票等の証明書の交付申請受付及び交付を行います。

このサービスはファクス等を使用し、住民票等の証明書を森田郵便局で即日交付するものです。森田郵便局で交付申請できる証明書及び請求できる方は次のとおりです。請求する際には、請求者が本人であることを確認できる書類（運転免許証等）の提示が必要です。

☆ **本人確認書類**

運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真付のものなど

☆ **取扱時間**

月曜日から金曜日　　午前９時から午後４時まで

（土・日・祝日、１２月２９日から翌年１月３日までの期間は除く）

交付申請できる証明書	請求できる人
• 戸籍全部事項証明書（謄本）	その戸籍に名前が記録されている人に限ります
• 戸籍個人事項証明書（抄本）	その戸籍に名前が記録されている人に限ります
• 住民票　世帯全員の写し	同一の世帯に属する人に限ります
• 住民票　個人の写し	同一の世帯に属する人に限ります
• 戸籍の附票の写し（全部証明）	その戸籍に名前が記録されている人に限ります
• 戸籍の附票の写し（個人証明）	その戸籍に名前が記録されている人に限ります
• 印鑑登録証明書	本人に限ります（印鑑登録証持参）

※委任状による代理人請求はできません

支所の廃止

• **森田支所**　つがる市誕生以前から市民の皆様に親しまれてきた森田支所庁舎は閉鎖となります。

• **柏　支　所**　支所業務は廃止されますが、農業委員会事務局及び経済部水田農業対策室は引き続き業務を行います。

①廃止後の施設の名称は**「柏分庁舎」**となります。

②柏支所の代表電話番号**25-2111はご利用できません**。

※今後は**農業委員会25-3820・水田農業対策室25-3911**をご利用ください。

【問い合わせ先】総務課　電話42-2111（内349）　市民課　電話42-2111（内263）

平成23年４月１日

つがる市第二次行政改革大綱の実施計画に基づき、一部の行政サービスが次のように変わりますので、市民の皆様のご理解をお願いいたします。

出張所（すまいるプラザ）の業務を拡大します

出張所では、従来の業務内容に加えて下記の5つの業務も取扱いができるようになります。

①　過年度分の税の収納
②　原付自転車の標識交付
③　国民健康保険被保険者証の再交付
④　国民健康保険短期被保険者証及び資格証明書の交付
⑤　交通災害共済（個人）加入の受付

出張所で取扱う業務

※下記以外の業務はお取り扱いできませんので市役所にお問い合わせください

【会計課の業務】　1.軽自動車税　2.固定資産税　3.市民税（個人普通徴収のみ）　4.国民健康保険税　5.後期高齢者医療保険料　6.介護保険料　7.農業集落排水処理施設使用料　8.公共下水道使用料　9.公共下水道受益者負担金　10.住宅使用料　11.奨学資金償還金　12.保育料　13.霊園管理手数料　14.その他使用料

【税務課の業務】　1.所得証明書　2.課税・非課税証明書　3.資産証明書　4.営業証明書　5.評価証明書　6.公課証明書　7.事業証明書(法人のみ)　8.軽自動車税納付書の再発行　9.固定資産税納付書の再発行　10.市民税（個人普通徴収のみ）納付書の再発行　**11.原付自転車の標識交付**

【国民健康保険課の業務】　1.国民健康保険税納付書の再発行　**2.国民健康保険被保険者証の再交付**　**3.国民健康保険短期被保険者証及び資格証明書の交付**

【市民課の業務】　1.住民票の写し　2.印鑑証明書　3.戸籍全部･個人事項証明書（謄本・抄本）　4.戸籍の附票の写し　5.除籍全部･個人事項証明書（謄本・抄本）　6.住民票記載事項証明書　7.住所変更証明書（一般のみ）

【総務課の業務】　**1.交通災害共済（個人）加入の受付**

【農業委員会の業務】　1.農地基本台帳登載証明書

【収納課の業務】　1.納税証明書　**2.過年度分の税の収納**

郵便局で税金等を納めることができます

東北管内の各郵便局（簡易郵便局含む）で税金等を納めることができるようになります。ただし、納付書の様式が変更になります。

郵便局で取り扱いできるのは、平成23年４月１日以降に発行された納付書からになります。

納付できる税及び料金

［ 税 ］①軽自動車税　②固定資産税　③市県民税　④国民健康保険税
［料金］①介護保険料　②住宅使用料　③後期高齢者医療保険料　④公共下水道使用料　⑤農業集落排水処理施設使用料